

「令和」改元詐欺にご注意！

問 企画調整課 商工振興係
☎476-1111 (228・229)

平成31年4月30日の天皇陛下の御退位、5月1日の新元号への改元に関連し、これに便乗した消費者トラブルが全国で発生しているようです。

■主な手口

1. 電話勧誘販売…天皇陛下退位記念アルバム購入の電話での勧誘。
2. 封書・メールを使った手口…金融機関などをかたり、改元で銀行法が変わるという通知が届き、キャッシュカードの返送を求め、暗証番号を記入させる。
3. 送り付け商法…注文していないのに、皇室に関するアルバムなどが届く。

■消費者トラブルにあわないための心得

- 断る場合は「いりません」「購入しません」ときっぱり伝えましょう！
- 絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカードや現金を渡したりしないでください！
- 注文していない商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わずに受取り拒否をしましょう！
- コンビニ払い（プリペイドカード購入など）に絶対に応じないでください！
- 不安なときや、困ったときには、一人で悩まず、早めに家族や身近な相談窓口へ相談しましょう！

■相談窓口

- ◇大崎町役場 企画調整課商工振興係内 消費生活相談窓口
☎099-476-0356 (直通) メール: mati@town.kagoshima-osaki.lg.jp
- ◇消費者ホットライン(局番なし3桁) ☎188 (いやや!)
- ◇警察総合相談 ☎#9110

大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター
☎471-7828

●暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろずの窓口」です。暮らしのコンシェルジュに寄せられる、ご相談と対応を紹介します。今月は、「ホームヘルプサービス」を取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…ヘルパーさんに庭の草取りや庭の手入れをお願いしたのですが、できないと言われました。どうしてですか。
- 対応策…介護保険サービスで、ヘルパーさんができる事とできない事を説明します。

《できること》

■身体介護

食事、入浴、排泄などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、同居家族の有無などにかかわらず利用できます。(食事介助、清拭や入浴の介助、排泄介助、身体整容・洗面の介助、着替えの介助や体位変換、服薬の介助など)

■生活援助

一人暮らしの人や、同居家族が病気などで自ら家事を行なうことが困難な場合に利用できます。(洗濯、ベッドメイク、衣服の整理、掃除、生活必需品の買い物、一般的な食事の準備や調理など)

《できないこと》

■来客の応接(お茶や食事の手配など)

利用者以外のための家事、ペットの世話、留守番、草むしりや花木の手入れ、自家用車の洗車や清掃、家具や電気器具などの移動・修繕、室内外の家屋の修理、金銭・貴重品の取り扱い、医療行為など。